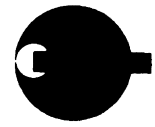


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

| | | | |
|-------------------------------|---|------------------------------|---|
| ○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課) | 一 | の実施(情報システム課) | 一 |
| ○公共測量の実施の通知(用地対策課) | 一 | (選挙管理委員会告示) | 三 |
| ○不在者投票を取り扱う施設の名称の変更 | 三 | ○不在者投票を取り扱う施設の指定 | 三 |
| ○開発行為に関する工事の完了(建築課) | 一 | ○不在者投票を取り扱う施設の名称の変更 | 三 |
| ○特定調達契約に係る一般競争入札 | 二 | ○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告 | 三 |

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号 第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。
平成十九年七月六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請のあった年月日
平成十九年六月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人奈良二十一世紀フォーラム
- 三 代表者の氏名

森本 公誠

四 主たる事務所の所在地
奈良市杉ヶ町三三番地の三

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良県民を対象に、地域の文化とスポーツの振興、歴史的につながりの深いアジア地域との国際協力、品格あるまちづくりの推進に関する事業を行うこと
によって、ふるさと、奈良県の一層の活性化と発展に寄与することを目的とする。

一 申請のあった年月日
平成十九年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人宅老所げんき

三 代表者の氏名
横田 昭

四 主たる事務所の所在地
大和郡市西田中町一〇番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢化社会に対応し、住み慣れた町から一人ぼっちのお年寄りをなくすため、高齢者の生き甲斐・人権擁護とボランティア等に関する事業を行い、「健康で安心して住みつけられるまちづくり」をめざし、地域の福祉の増進とまちづくり
に寄与することを目的とする。

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号 第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、国土交通省近畿地方整備局紀南河川国土事務所長から次のとおり
公共測量を実施することについて通知がありました。

平成十九年七月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量(二級)三級基準点測量

二 測量の地域 吉野郡十津川村竹筒地先

三 測量の期間 平成十九年七月十日から平成二十年三月二十日まで

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年七月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号
平成十八年二月七日第七六一二六五号

平成十八年十二月十五日第七六一二六五一号

平成十九年六月二十日第七六一二六五二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月二十八日第六七一〇号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市穴虫八七九番地ノ四、八八〇番地、八八五番地ノ一、八八五番地ノ三、九二
九番地ノ六、九三〇番地ノ三及び九三〇番地ノ四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市葛本町六七六番地ノ一

医療法人翠悠会 理事長 本宮善恢

一 許可番号

平成十九年二月二十三日第七八一一九二号

平成十九年四月十一日第七八一一九二二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月二十七日第六七〇八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年六月二十七日第四二〇五号

| | | |
|--|--|---|
| <p>三 開発区域に含まれる地域</p> <p>桜井市大字慈恩寺一〇〇〇番地ノ一三八、一〇〇〇番地ノ一五三、一〇〇〇番地ノ一六二、一〇〇〇番地ノ一六三、一〇〇〇番地ノ一六四、一〇〇〇番地ノ一、一〇〇七番地ノ四及び一〇〇七番地ノ六</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>大阪市天王寺区真田山町二番号</p> <p>大明建設株式会社 代表取締役 森繁</p> <p>五 公共施設の種類 位置及び区域</p> <p>道路 桜井市大字慈恩寺一〇〇〇番地ノ一三八</p> <p>下水道 桜井市大字慈恩寺一〇〇〇番地ノ一三八の一部</p> <p>水路 桜井市大字慈恩寺一〇〇〇番地ノ一六二及び一〇〇七番地ノ六</p> | <p>三 開発区域に含まれる地域</p> <p>葛城市南花内二番地ノ六</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>大和高田市南陽町二番地ノ四</p> <p>福寿堂一</p> <p>物品等の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。</p> <p>なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受けるものです。</p> <p>平成19年7月6日</p> | <p>次に掲げる1から5までに該当する者が、この入札に参加することができます。</p> <p>(1) 地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。</p> <p>(3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成17年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目01賃貸業務に登録している者であること。</p> <p>なお、新たに本参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30番地</p> <p>奈良県会計局総務課調達契約係（県庁本庁舎1階）</p> <p>電話（代表） 0742-22-1101 内線4718</p> <p>(4) この公告に示した調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績がある者であること。</p> <p>(5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入できる者であって、かつ、当該借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されているものであること。</p> <p>第3 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部署等の名称、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30番地</p> <p>奈良県総務部情報システム課行政情報推進係（県庁情報管理棟1階）</p> <p>電話（代表） 0742-22-1101 内線2649</p> <p>2 入札の日時及び場所</p> <p>平成19年8月16日 午後1時</p> <p>奈良県会計局総務課入札室（県庁主棟1階）</p> <p>3 郵便による入札</p> <p>入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「共通端末機器の借入れに係る入札書」と朱書きし、平成19年8月15日</p> |
| <p>一 許可番号</p> <p>平成十九年三月九日第七八一二〇〇号</p> <p>二 検査済証番号</p> <p>開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月二十九日第六七二二号</p> <p>公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年六月二十九日第四二〇六号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域</p> <p>大和高田市菅大根一丁目三番地ノ一及び三番地ノ五</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>橿原市菅我町三四一―一〇二号</p> <p>光不動産 代表者 高橋真須美</p> <p>五 公共施設の種類 位置及び区域</p> <p>道路 大和高田市菅大根一丁目三番地ノ一の一部及び三番地ノ五</p> <p>下水道 大和高田市菅大根一丁目三番地ノ一及び三番地ノ五の各一部</p> <p>一 許可番号</p> <p>平成十九年四月五日第七八一三二〇号</p> <p>二 検査済証番号</p> <p>開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月二十八日第六七〇九号</p> | <p>第1 競争入札に付する調達の内容</p> <p>1 入札物件</p> <p>共通端末機器の借入れ</p> <p>2 入札物件の数量及び特質</p> <p>共通端末機器 一式</p> <p>3 借入期間</p> <p>平成19年9月1日から平成24年8月31日まで</p> <p>4 納入場所</p> <p>奈良市登大路町30番地 奈良県本庁舎</p> <p>奈良市登大路町80番地 奈良県庁舎</p> <p>奈良県内の各出先機関</p> <p>5 入札方法</p> <p>入札は、1か月当たりの借入金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10.0分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の10.5分の10.0に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格</p> | <p>第3 入札書の提出場所等</p> <p>1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部署等の名称、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30番地</p> <p>奈良県総務部情報システム課行政情報推進係（県庁情報管理棟1階）</p> <p>電話（代表） 0742-22-1101 内線2649</p> <p>2 入札の日時及び場所</p> <p>平成19年8月16日 午後1時</p> <p>奈良県会計局総務課入札室（県庁主棟1階）</p> <p>3 郵便による入札</p> <p>入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「共通端末機器の借入れに係る入札書」と朱書きし、平成19年8月15日</p> |

までに到着するようにしてください。

第4 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金
免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の10.0分の1.0に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり第2の(4)及び(5)に関し、調達物品適合規格承認申請をすることも、調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績証明書及び確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、平成19年7月24日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(2) (1)の提出資料等に基づき、第2の(4)及び(5)の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。

(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要しませぬ。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

します。

8 調達手續の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手續において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 手續における交渉の有無
有（入札説明書で示す調達物品の適合規格承認申請の手續が必要です。）

10 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

1 Nature and quantity of the service to be procured

Universal Terminal Computer System

2 Time Limit of Tender (by hand)

August 16, 2007 1:00 p.m.

3 Time Limit of Tender (by mail)

August 15, 2007

4 Contact point for the notice

Nara Prefectural Government, Information System Division

General Affairs Department

1st floor, Information Management Building

[Nara Prefectural Government Office] 30 Naborioji-cho, Nara City Nara

Pref. 630-8501 JAPAN

TEL 0742-22-1101 (extension 2619)

委員長 白井 皓喜

名 称

障害者支援施設
フリーニネットなかかわる番館

所 在 地

奈良市奈良阪町一六七番地

奈良県選挙管理委員会第三十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第一号の規定による不在者投票を取り扱う施設について、次のとおり名称の変更があった。

平成十九年七月六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓喜

名 称

新 障害者支援施設
フリーニネットなかかわる番館

所 在 地

奈良市奈良阪町一六七番地

旧 身体障害者療護施設
フリーニネットなかかわる

選挙管理委員会告示

監査委員会公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により平成14年度に執行した監査（行政監査：チーム「職員住宅の管理運営について」）について、同条第1項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次の

奈良県選挙管理委員会

| | | |
|---|---|---|
| <p>とおり公表します。</p> <p>平成19年7月6日</p> <p>奈良県監査委員 谷川正嗣 奈良県監査委員 南田昭典 奈良県監査委員 藤井守 奈良県監査委員 岩田国夫</p> <p>監査の結果</p> <p>(1) 管理運営のあり方について とくに長期にわたり空室となっているものや募集が停止されているものについては、県有財産の有効活用の観点からも、廃止も含めた運営の見直しを図られたい。</p> <p>また今後は、社会情勢等の変化に適切に対応し、効率的な管理運営を図られたい。</p> <p>(2) 受益者負担の考え方について ア 使用料の見直し 使用料の算定については、必ずしも国家公務員宿舎法に準拠する必要はないと考えられることから、使用料についてその算定方法も含めて検討されたい。</p> <p>イ 負担区分の見直し エ 退去時の原状回復費用について 今後は、全ての所管課において、民間における基準も参考にしながら、各入居者間で公平さを欠くことのないよう、明確な基準に基づいて適切に運用されたい。</p> <p>オ 光熱水費の管理者負担分について 管理者による光熱水費の一部負担については、あくまで経過措置として行われているものであり、平成11年度の制度改正から既に3年経過していることから、全額入居者の自己負担とするよう検討されたい。</p> <p>措置の内容 職員厚生課 (1) 職員住宅の管理運営について、状況によっては廃止も視野に入れ検討してきた結果、老朽が著しく募集を停止していた泉職員住宅を平成18年度末を</p> | <p>もって廃止することとした。今後もより適切な管理運営のあり方について検討を進める。</p> <p>(2)ア 使用料については、平成16年4月に国家公務員宿舎法が改正されたことに伴い平成17年4月より使用料の改訂を行った。</p> <p>なお、既存施設は相当老朽化していることから、同等の民間賃貸住宅の事例に乏しく、これを算定方法の参考とすることは困難であると考えられるため、他に適切な算定方法があるかどうかについて慎重に検討していく。</p> <p>イ (7) 退去時の原状回復費用については、県負担としていたが、平成11年4月入居者からは、豊、ふすま、障子の張替等を入居者負担としている。</p> <p>管財課 (1) 長期にわたり空室となっている職員公舎については、そのあり方について検討し、不要と判断されるものについては関係機関とも協議の上、公舎指定を解除している。</p> <p>監査以降、大守陀町（現 宇陀市大守陀区）の畜産技術センター内公舎について、平成16年3月31日をもって公舎指定を解除した。また、奈良市の法華寺町公舎、大和郡山南市の家畜保健衛生所業務第一課内公舎及び御所市の業務第二課内公舎、橿原市の橿岡試験地内公舎、榛原町（現 宇陀市榛原区）の高原農業振興センター内公舎について、平成17年3月31日をもって公舎指定を解除した。</p> <p>(2)ア 職員公舎は主に勧奨入居により奈良県に地任した国家公務員が居住するものであるという性質上、使用料については、国家公務員宿舎に準拠し算定することが適当であると考える。</p> <p>また、職員公舎費の算定方法については73%の都道府県が国家公務員宿舎法に準拠した算定方法をとっており、このことから妥当な方法であると思われる。（H16時点）</p> <p>なお、国家公務員宿舎法が平成16年4月に改正されたので、それに伴い職員公舎費も見直しを行い、平成17年4月から改訂を行った。</p> <p>イ (7) 県が費用を負担しない核種の飼育を明確にして、平成17年4月以降の入居者が退去する時に応分の負担をしてもらうようにした。</p> <p>障害福祉課</p> | <p>(1) 簡井寮の職員宿舎は、昭和44年4月に建設され老朽化しており、今後職員宿舎として利用する場合は、管理費用が増大すると考えられる。また今後は建設当時と比べた情勢の変化により入居希望者も少ないと予測される。</p> <p>これらのことから、今後は職員宿舎の用途として使用せず、1室については倉庫として、他の1室については入所児童の退寮後の専身生活に備えた訓練施設として利用することとし、現状の建物も水廻りも更新することで有効活用を図ることとした。</p> <p>医大・病院課 (1) 各県立病院において、空室を会議室に利用する等効率的な活用を図っている。</p> <p>特に、三笠病院では、手狭となった外来診療部門の充実を図るため、現在の事務室等を診療室に、看護師寮を事務室等に改築することを具体的に検討している。</p> <p>(2)ア 各施設とも老朽化が相当進んでおり、民間施設等との比較が困難なことから国家公務員宿舎法に準拠とする。</p> <p>なお、国家公務員宿舎法が12年ぶりに平成16年4月に改正されたので、それに伴い職員公舎費も見直しを行い、平成17年4月から改訂を行った。</p> <p>イ (7) 退去時における入居者の負担内容を明確にするよう管理規定の改正を行い、適正運用を図ることとした。</p> <p>(4) 個別メニューの設置には相当の費用がかかること、また、寮には浴室、炊事場等の共用部分、入居者以外も使用する会議室があるため、入居者の負担割合をどのように定めるか等の課題があることから、負担額の算定方法を検討している。</p> <p>教育委員会事務局総務福祉課 (1) (旧総務課所管分) 教職員公舎に対する教職員の需要はなくなっていないものの、空室が恒常的に存在する状況に鑑み、特に老朽化の著しい水造公舎（津井川高校）については廃止するなど、運営の見直しは継続して検討を続けていく。</p> <p>(旧福利課所管分) 老朽が著しく、空室が恒常的に存在する橿原第1教職員住宅を廃止し管財課へ所管換（平成16.11.11）を行い、処分した。</p> |
|---|---|---|

(2)ア <旧総務課所管分・旧福利課所管分>

教職員公舎（住宅）の需要及び空室状況を踏まえ、運営方法及び使用料のあり方について、継続して検討している。

イ (7)

<旧総務課所管分>

教職員公舎を管理する全ての高等学校で「教職員公舎入居者の心得」を規定整備し、負担の基準を明確にした。

<旧福利課所管分>

教職員住宅入居者に対して管理規程の他、「教職員住宅入居者の注意事項」を配布し、負担区分を明確にしている。

教育委員会事務局生涯学習課

(1) 青少年野外活動センターの立地は、交通の不便な山間及び寒冷地であることから、利用者の利便性はもとより安全性の確保が不可欠であり、職員の対応体制を万全にするためにも、職員公舎は必要であり、当分の間、現状のまま管理する。

警察本部警務部会計課

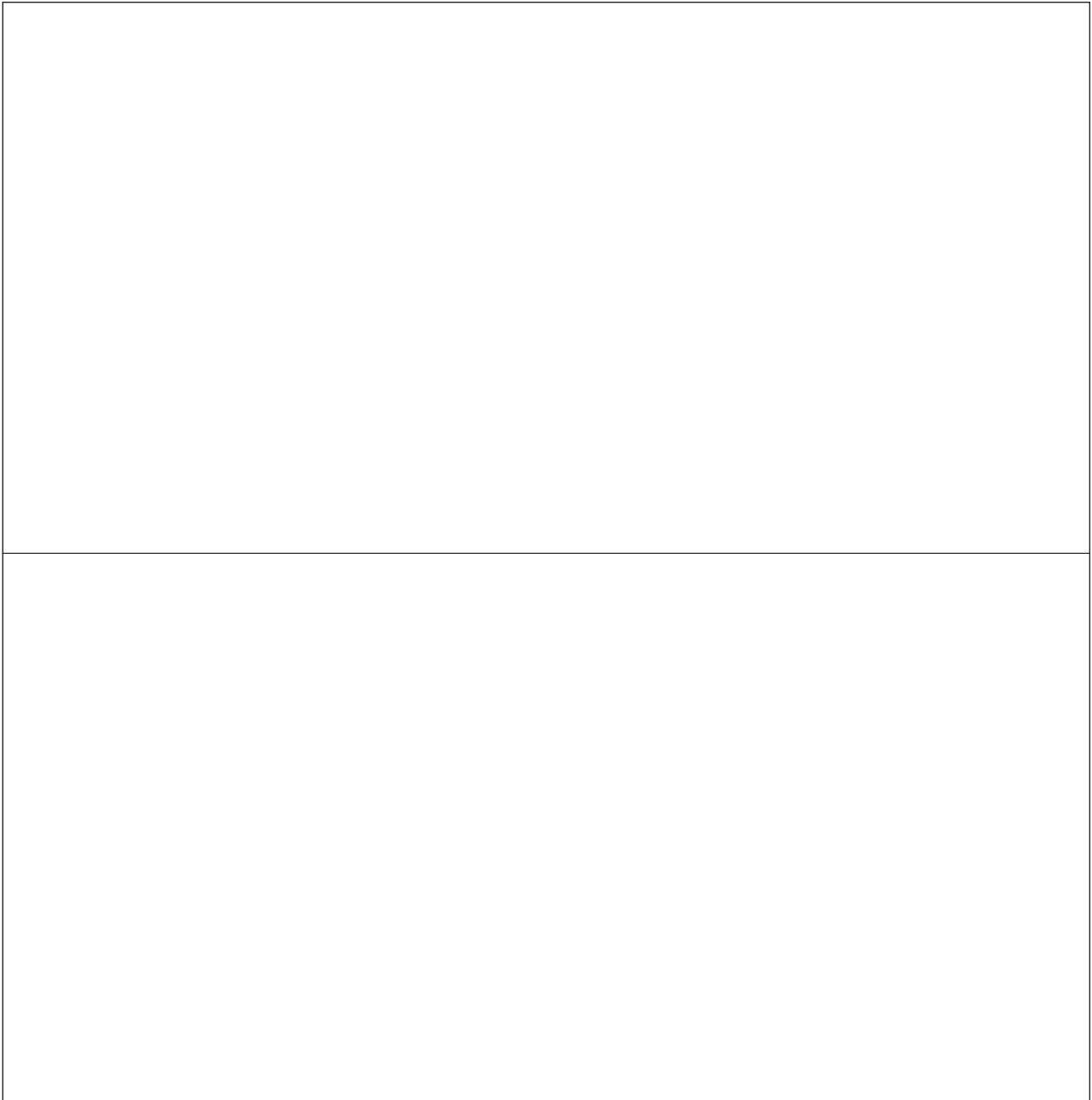
(1) 長期未入居の独立した公舎の敷地について、県有地の場合は、県が進めている未利用県有地の売却のため県への引継を行い有効活用を、また賃借地の場合は、公舎を撤去し賃借地の返還を行い賃借料の軽減を図っている。

(2)ア 各公舎とも老朽化が相当地に進んでおり、民間施設等と比較することが困難であるので国家公務員宿舍法に準拠している。

なお、国家公務員宿舍法が平成16年4月に改正されたのに伴い奈良県警察職員公舎管理規程の公舎使用料の見直しを行い、平成17年4月11日から一部改正し、公舎使用料を増額している。

イ (7) 奈良県警察職員公舎管理規程により、畳、建具その他家屋の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は入居者の負担とする規定に基づき、公舎管理所属の立会者が退居者に負担させている。

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)



発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三三代

本誌は再生紙を使用しています。